

参 考 資 料

目 次

1	人口、高齢者数、免許所有者数	1
2	交通事故発生状況（全国、全道、市）	1
3	交通事故発生状況年表	2
4	「道路別」交通事故発生状況	3
5	「月別」交通事故発生状況	4
6	「時間帯別」交通事故発生状況	5
7	第一当事者の「年齢階層別」交通事故発生状況	6
8	第一当事者の「法令違反別」交通事故発生状況	7
9	「類型別」交通事故発生状況	8
10	苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例	9
11	苫小牧市違法駐車等の防止に関する条例	12

1 人口、高齢者数、免許所有者数

暦年	人口		運転免許証所有者数			
	高齢者数 65歳以上	高齢化率(%)	所有者数 (65歳以上)	所有者数 (65歳以上)	所有率(%)	
H28	173,135	46,009	26.57	112,494	23,381	20.78
H29	172,373	47,410	27.50	112,393	24,457	21.76
H30	171,811	48,603	28.29	112,460	25,496	22.67
R1	171,242	49,365	28.83	112,277	26,087	23.23
R2	170,205	49,973	29.36	111,979	26,578	23.73

(参考資料) 苫小牧市統計書、交通事故統計(苫小牧警察署)

2 交通事故発生状況(全国、全道、市)

暦年	全国			全道			市		
	発生 件数	死者数	負傷者数	発生 件数	死者数	負傷者数	発生 件数	死者数	負傷者数
H28	499,232	3,904	617,931	11,329	158	13,489	486	7	585
H29	472,069	3,694	579,746	10,815	148	12,673	532	6	608
H30	430,601	3,532	525,846	9,931	141	11,494	430	4	494
R1	381,002	3,215	460,715	9,595	152	11,046	402	8	461
R2	309,000	2,839	368,601	7,898	144	9,043	364	8	408
5年計	2,091,904	17,184	2,552,839	49,568	0	57,745	2,214	33	2,556

(参考資料) 交通事故統計(苫小牧警察署)

3 交通事故発生状況年表

年	発生件数	死者数	負傷者数
S40	668	30	487
S41	492	20	387
S42	407	24	530
S43	569	27	800
S44	831	26	1,213
S45	852	41	1,310
S46	758	27	1,059
S47	685	20	1,009
S48	788	24	1,169
S49	625	9	905
S50	596	10	850
S51	578	10	800
S52	547	15	759
S53	570	11	823
S54	627	9	885
S55	546	21	733
S56	571	12	765
S57	650	15	850
S58	747	17	1,007
S59	696	15	914
S60	699	13	915
S61	786	14	1,062
S62	629	8	819
S63	768	18	965
H1	912	15	1,165
H2	946	15	1,181
H3	902	16	1,156
H4	923	15	1,169
H5	888	20	1,116
H6	989	14	1,192
H7	1,045	21	1,208
H8	1,038	14	1,169
H9	1,055	16	1,346
H10	1,033	9	1,300
H11	1,062	11	1,356
H12	1,089	20	1,346
H13	1,087	12	1,341
H14	1,093	8	1,377
H15	1,054	13	1,352
H16	1,087	8	1,393

年	発生件数	死者数	負傷者数
H17	1,189	7	1,540
H18	1,034	11	1,329
H19	970	12	1,160
H20	804	7	985
H21	787	8	973
H22	634	5	828
H23	661	7	816
H24	524	6	647
H25	542	9	654
H26	518	6	618
H27	513	8	610
H28	486	7	585
H29	532	6	608
H30	430	4	494
R1	402	8	461
R2	364	8	408

※第10次計画期間内(H28からR2)
年齢層別死者数

区分	人数		
	男	女	計
15歳以下		1	1
16～19歳	1		1
20～24歳	2	1	3
25～29歳		2	2
40歳代	2	1	3
50歳代	3		3
60～64歳	1	2	3
65～69歳	2	1	3
70～74歳	2	1	3
75～79歳	1	1	2
80歳以上	2	7	9
計	16	17	33

(参考資料) 苫小牧市交通事故発生状況年表

4 「道路別」の交通事故発生状況

区分	発生件数(件)					区分	死者数(人)					区分	負傷者数(人)								
	H28	H29	H30	R元	R2		5年計	%	H28	H29	H30		R元	R2	5年計	%	H28	H29	H30	R元	R2
国道	154	142	123	127	91	637	28.8	2	3	2	2	1	10	30.3	197	162	145	155	109	768	30.0
道道	113	124	82	84	69	472	21.3	2	0	1	2	5	10	30.3	132	145	95	98	79	549	21.5
市道	201	225	204	175	180	985	44.5	3	1	1	4	2	11	33.3	237	258	232	192	194	1,113	43.5
その他の道路	18	41	21	16	24	120	5.4	0	2	0	0	0	2	6.1	19	43	22	16	26	126	4.9
合計	486	532	430	402	364	2,214	100.0	7	6	4	8	8	33	100.0	585	608	494	461	408	2,556	100.0

(参考資料)交通事故統計分析表(北海道)

5 「月別」交通事故発生状況

区分	発生件数(件)							死者数(人)				負傷者数(人)												
	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	平均	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	平均	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	平均	%
1月	38	40	41	32	30	181	36	8.2	0	0	0	0	0	0	0	0.0	42	43	43	41	32	201	40	7.9
2月	26	60	30	20	25	161	32	7.3	0	1	0	0	1	2	0	6.1	34	67	34	22	29	186	37	7.3
3月	34	52	27	27	41	181	36	8.2	0	2	0	1	1	4	1	12.1	40	58	31	29	49	207	41	8.1
4月	22	40	39	33	30	164	33	7.4	2	1	0	0	0	3	1	9.1	28	44	49	37	32	190	38	7.4
5月	27	45	30	30	15	147	29	6.6	0	0	0	1	1	2	0	6.1	30	50	33	35	16	164	33	6.4
6月	45	47	33	37	36	198	40	8.9	0	1	0	1	0	2	0	6.1	50	51	35	43	43	222	44	8.7
7月	36	35	38	26	24	159	32	7.2	0	0	0	0	0	0	0	0.0	41	41	46	30	26	184	37	7.2
8月	39	47	30	31	28	175	35	7.9	0	1	0	1	2	4	1	12.1	46	55	33	33	31	198	40	7.7
9月	34	30	24	31	27	146	29	6.6	0	0	2	1	3	6	1	18.2	42	34	25	38	27	166	33	6.5
10月	62	45	62	62	34	265	53	12.0	3	0	1	2	0	6	1	18.2	78	60	74	72	38	322	64	12.6
11月	39	39	41	37	35	191	38	8.6	1	0	0	1	0	2	0	6.1	49	48	47	43	37	224	45	8.8
12月	84	52	35	36	39	246	49	11.1	1	0	1	0	0	2	0	6.1	105	57	44	38	48	292	58	11.4
合計	486	532	430	402	364	2,214	442	100.0	7	6	4	8	8	33	5	100.0	585	608	494	461	408	2,556	510	100.0

(参考資料)人身交通事故分析表(苫小牧警察署)

6 「時間帯別」交通事故発生状況

区分	発生件数(件)						死者数(人)						負傷者数(人)								
	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%
	0～2時	9	6	5	1	5	26	1.2	0	0	1	0	0	1	3.0	9	8	7	1	6	31
2～4時	4	3	1	2	4	14	0.6	0	1	0	0	1	2	6.1	6	2	3	6	4	21	0.8
4～6時	9	6	5	1	5	26	1.2	0	1	0	0	3	4	12.1	9	5	6	1	4	25	1.0
6～8時	47	41	36	45	39	208	9.4	0	1	2	2	0	5	15.2	61	50	39	44	41	235	9.2
8～10時	83	83	72	56	46	340	15.4	0	1	0	1	0	2	6.1	98	106	77	62	51	394	15.4
10～12時	53	51	53	46	38	241	10.9	2	0	0	1	1	4	12.1	60	59	58	61	42	280	11.0
12～14時	39	72	45	43	51	250	11.3	0	0	0	1	1	2	6.1	52	81	54	52	57	296	11.6
14～16時	61	76	61	48	44	290	13.1	3	1	0	0	1	5	15.2	70	86	71	51	54	332	13.0
16～18時	73	84	65	69	72	363	16.4	1	0	1	2	0	4	12.1	90	92	75	77	82	416	16.3
18～20時	68	66	60	55	39	288	13.0	1	0	0	1	1	3	9.1	83	71	68	66	42	330	12.9
20～22時	30	32	21	29	16	128	5.8	0	1	0	0	0	1	3.0	34	35	28	32	18	147	5.8
22～24時	10	12	6	7	5	40	1.8	0	0	0	0	0	0	0.0	13	13	8	8	7	49	1.9
合計	486	532	430	402	364	2,214	100.0	7	6	4	8	8	33	100.0	585	608	494	461	408	2,556	100.0

(参考資料)人身交通事故分析表(吉小牧警察署)

7 第一当事者の「年齢階層別」交通事故発生状況

区分	発生件数(件)						死者数(人)						負傷者数(人)								
	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%	H28	H29	H30	R1	R2	5年計	%
	15歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16～19歳	27	16	20	14	19	96	4.3	0	0	0	0	3	3	9.1	32	18	27	15	24	116	4.5
20～24歳	65	65	52	39	28	249	11.2	0	0	0	2	0	2	6.1	76	72	57	41	33	279	10.9
25～29歳	36	43	40	25	23	167	7.5	0	0	2	0	0	2	6.1	48	52	49	26	31	206	8.1
30歳代	77	86	51	64	57	335	15.1	0	0	0	0	1	1	3.0	95	99	62	78	60	394	15.4
40歳代	77	73	67	79	67	363	16.4	2	0	0	1	1	4	12.1	101	86	81	90	78	436	17.1
50歳代	56	76	54	53	47	286	12.9	0	1	0	2	0	3	9.1	69	85	62	62	48	326	12.8
60～64歳	32	45	28	19	26	150	6.8	0	0	0	2	1	3	9.1	34	49	31	19	25	158	6.2
高齢者	45	44	40	38	31	198	8.9	1	1	0	0	2	4	12.1	48	48	43	50	34	223	8.7
70～74歳	23	26	33	26	31	139	6.3	2	1	1	0	0	4	12.1	27	30	33	26	34	150	5.9
75～79歳	21	23	24	17	20	105	4.7	0	2	0	1	0	3	9.1	25	35	25	23	26	134	5.2
80歳以上	12	20	13	19	8	72	3.3	1	1	0	0	0	2	6.1	16	19	15	20	8	78	3.1
小計	101	113	110	100	90	514	23.2	4	5	1	1	2	13	39.4	116	132	116	119	102	585	22.9
計	471	517	422	393	357	2,160	97.6	6	6	3	8	8	31	93.9	571	593	485	450	401	2,500	97.8
うち25歳未満	92	81	72	53	47	345	15.6	0	0	0	2	3	5	15.2	108	90	84	56	57	395	15.5
歩行者	0	0	1	0	0	1	0.0	0	0	1	0	0	1	3.0	0	0	0	0	0	0	0.0
自転車	2	4	0	1	0	7	0.3	1	0	0	0	0	1	3.0	1	4	0	1	0	6	0.2
その他	13	11	7	8	7	46	2.1	0	0	0	0	0	0	0.0	13	11	9	10	7	50	2.0
合計	486	532	430	402	364	2,214	100.0	7	6	4	8	8	33	100.0	585	608	494	461	408	2,556	100.0

(参考資料)人身交通事故分析表(苫小牧警察署)

(※)「第一当事者」とは、交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者又は過失が同程度の場合は被害が最も軽い者

8 第一当事者の「法令違反別」交通事故発生状況

区分	発生件数(件)					死者数(人)					負傷者数(人)						
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2		
	5年計					5年計					5年計						
	%					%					%						
酒酔い	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	7	0.3
追越	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0.1
通行区分	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0.2
歩行者妨害	20	14	8	15	14	1	0	0	1	1	21	14	9	14	13	71	2.8
最高速度	1	0	1	0	3	1	0	2	0	4	0	0	2	0	1	3	0.1
過労運転	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
信号無視	24	21	14	14	13	0	1	0	1	1	34	21	18	18	15	106	4.1
一時不停止	33	31	29	30	32	1	0	0	0	0	37	34	33	34	38	176	6.9
車間距離	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
踏切不停止	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
交差点安全通行	20	10	17	15	19	0	0	0	0	0	25	14	17	17	22	95	3.7
交差点徐行	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2	7	0.3
右折	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.0
左折	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
整備不良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0
安全前方不注意	135	136	105	122	82	1	1	0	3	1	176	164	126	155	92	713	27.9
(※)動静不注視	48	59	47	32	34	0	0	0	1	0	66	67	53	36	36	258	10.1
運前左右不確認	78	118	110	81	86	0	0	0	0	0	88	137	119	82	95	521	20.4
ハンドル操作	5	7	2	0	4	1	1	0	0	0	6	6	6	0	6	24	0.9
ブレーキ操作	44	52	37	31	20	0	1	0	0	0	46	61	42	36	23	208	8.1
安全速度	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	2	0	2	1	3	8	0.3
後方不確認	25	42	27	26	18	0	0	0	0	0	26	47	30	28	20	151	5.9
その他の他	7	4	3	4	3	0	1	0	0	0	7	3	4	4	4	22	0.9
計	344	418	333	297	249	2	4	0	4	1	417	485	382	342	279	1,905	74.5
その他の違反	29	23	15	20	23	0	1	1	2	1	37	24	17	19	29	126	4.9
不明	13	11	7	8	7	0	0	0	0	0	13	11	9	10	7	50	2.0
歩行者の違反	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	486	532	430	402	364	7	6	4	8	8	585	608	494	461	408	2,556	100.0
酒気帯び0.25未満	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0.1
酒気帯び0.25以上	7	2	5	0	2	0	0	0	0	3	7	4	8	0	1	20	0.8
無免許	4	5	1	1	1	0	0	0	0	0	5	6	1	1	1	14	0.5

(酒気帯び、無免許は再掲)

(※)動静不注視:相手の存在を発見していたが、危険はないと判断し、その動静の注視を怠ったこと。

(参考資料)人身交通事故分析表(吉小牧警察署)

10. 苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例

平成13年9月28日

条例第21号

改正 平成24年3月23日条例第12号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 防犯に関する施策の基本（第6条—第8条）

第3章 交通安全に関する施策の基本（第9条—第12条）

第4章 雑則（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の防止（以下「防犯」という。）及び陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者又は管理者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、防犯及び交通安全に関し、この条例に規定する施策の基本に基づく施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら防犯及び交通安全に必要な知識及び技術を修得し、安全の保持に努めるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、防犯及び交通安全に関して必要な措置

を講じるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 防犯に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第6条 市は、市民及び事業者の防犯に関する意識の高揚を図るため、防犯に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(防犯施設の整備等)

第7条 市は、防犯に関する環境の整備を図るため、防犯施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第8条 市は、前2条に規定するもののほか、防犯に関する必要な措置を講じるものとする。

第3章 交通安全に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第9条 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識の高揚を図るため、交通安全に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市は、市民が交通安全についての理解を深めるとともに、安全な行動が実践できるよう、心身の発達段階等に応じた交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(交通安全施設の整備等)

第11条 市は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第12条 市は、前3条に規定するもののほか、交通安全に関する必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(市民団体に対する支援)

第13条 市は、防犯及び交通安全を推進するため、当該防犯又は交通安全に関する市民団体の自主的活動に対して、必要な支援を行うことができる。

(犯罪及び交通事故による被害者等への支援)

第14条 市は、犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、国及び北海道その他の地方公共

団体（以下「国等」という。）並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、相談、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

（国等及び関係機関等との連携）

第15条 市長は、国等及び関係機関等との連携に努めるとともに、必要に応じ、国等に対し、防犯又は交通安全に関する必要な措置を講じるよう要請するものとする。

（意見の反映）

第16条 市長は、市民及び事業者の防犯及び交通安全の推進に関する意見を広く聴取し、市の施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第12号改正）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

1 1. 苫小牧市違法駐車等の防止に関する条例

平成17年3月24日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、違法駐車等の防止に関する責務を明らかにするとともに、違法駐車等防止重点地域の指定及び当該地域における措置等について定めることにより、道路における良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 違法駐車等 道路交通法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条若しくは第49条の2第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、違法駐車等の防止に関して必要な施策を実施するものとする。

2 市は、違法駐車等の防止について、市民等（市民及び市内に滞在する者をいう。以下同じ。）及び事業者に対して意識の啓発を図るものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に伴い違法駐車等が生じないように、その事業に使用する自動車等及び事業所を訪れる者の使用する自動車等の駐車のための施設の確保に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(重点地域の指定)

第6条 市長は、違法駐車等が著しく多いため市民の日常生活又は一般交通に支障を生じていると認める地域のうち、特に違法駐車等を防止する必要があると認める区域を違法

駐車等防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る区域の住民及び関係団体の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。
- 3 重点地域の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（重点地域の区域の変更等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る重点地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による重点地域の区域の変更又は重点地域の指定の解除について準用する。

（重点地域における措置）

第8条 市長は、重点地域を指定したときは、当該重点地域において、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 違法駐車等をしようとし、又は現にしている者に対し、違法駐車等をしないように必要な助言等を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、違法駐車等を防止するため必要と認める措置

- 2 市長は、前項各号の措置を講じようとするときは、あらかじめ、関係行政機関と協議するものとする。
- 3 市長は、重点地域を指定したときは、関係行政機関に対し、違法駐車等を防止するために必要な施策を市内の他の地域に優先して講じるよう要請することができる。

（冬期における自動車等の駐車）

第9条 市民等及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、当該駐車により除雪作業に支障を生じないように努めなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。